

5宗監第193号
令和6年1月19日

様
様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 伊達 正信

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和5年11月27日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に
に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

住民監査請求に基づく監査の結果について

令和5年11月27日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名 [REDACTED]

住所 宗像市[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

住所 宗像市[REDACTED]

2 本件請求の要旨

一般社団法人宗像市スポーツ協会（以下「宗像市スポーツ協会」という。）の補助金について、請求人が提出した宗像市長に対し措置を求めた請求書（以下「措置請求書」という。）及びその内容について事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為又は怠る事実及び請求人が求める措置の内容は次のとおりである。

（1）措置請求の要旨（措置請求書から抜粋（原文ママ）。）

一般社団法人宗像市スポーツ協会に対する補助金について

ア 令和2年度1,899,671円、令和3年度5,788,702円、令和4年度4,697,580円の返還金に対する利息の徴求をしていないので徴求すること。

宗像市補助金等交付規則第19条 補助事業者等は前条第1項の規定により補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

イ 平成30年度396,209円、令和元年度800円、令和3年度425,890円 合計822,899円。

上記金額はいずれも、決算書の支払の部に予備費として計上されている

もの。決算には発生することのない勘定科目であり、虚偽申請に当たる、にも拘わらず、市は補助金等交付規則第5条の審査を怠り申請金額の全額を支出している、従って上記822,899円を市長に返還を求める。

(2) 確認した措置請求の内容

請求人から提出された措置請求書及び後述する請求人からの口頭意見陳述の内容から本件措置請求の内容を次のとおり判断した。

ア 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の宗像市スポーツ協会事業費補助金に関する宗像市への返還金について、宗像市補助金等交付規則（平成15年規則第31号。以下「補助金等交付規則」という。）第19条第1項に規定する加算金の徴収を市長に求める。

イ 平成30年度、令和元年度宗像市スポーツ協会事業完了実績報告書及び令和3年度宗像市体育施設業務報告書に添付された決算書の支払の部に予備費（合計822,899円）が計上されている。予備費という勘定科目は決算には発生することのない科目であり、虚偽申請に当たるにもかかわらず、補助金等交付規則第14条の調査を怠り申請金額全額について額の確定を行っている。したがって、予備費に計上された合計822,899円の返還を市長に求める。

(3) 事実証明書

- ア 返還通知書（市長への手紙回答書）
- イ 平成30年度事業完了実績報告書
- ウ 令和元年度事業完了実績報告書
- エ 令和3年度体育施設業務報告書

3 要件審査

(1) 自治法第242条第1項によると普通地方公共団体の住民は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分等があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは監査請求をすることができると規定している。

さらに、同条第2項では住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」とされている。そして、この1年間の期間制限に関して、財産管理等の怠る事実についてはこのような期間制限は規定されておらず、住民は怠る事実が現に存する限りいつでも監査請求をすることができる（最高裁平成14年7月2日判決）。

ただし、財務会計上の違法行為によって発生した実体法上の請求権の行使を怠る場合については、1年間の期間制限の適用があると解されている

(最高裁昭和62年2月20日判決)。

(2) 裁判例によると補助金の額の確定に係る行為は、普通地方公共団体内部の確認的行為にすぎないのであって、それ自体は自治法第242条第1項の財務会計上の行為ではないと解されている(佐賀地裁令和3年9月10日判決)。

前述したように請求人は、額の確定を行う際に提出される事業完了実績報告書に添付された決算書に虚偽事項があるにもかかわらず、補助金等交付規則第14条の調査を適正に行わず補助金額の全額を交付したことに関して、本来行使すべき補助金返還請求権の行使を怠っている、と主張する。

このことは、財務会計上の行為ではない補助金の交付額の確定によって発生した補助金返還請求権の行使について判断を求めていることから、いわゆる「真正怠る事実」に該当することになり、自治法第242条第2項の適用はなく、住民監査請求の対象になると判断した。

また、加算金の徴収及び指定管理料の返還についても財務会計上の行為に起因しない「真正怠る事実」に関する請求であり、自治法第242条第2項の適用はないものと判断した。

第2 監査の実施

1 請求書の提出

措置請求書が令和5年11月27日に提出された。

2 請求の受理

審査した結果、本件請求は自治法第242条に規定された要件を具備しているものと判断した。なお、本件の請求内容について、本件補助金の交付決定を対象とした請求なのか、額の確定に伴う補助金の返還を対象とした請求なのか、について疑義が生じたが、請求人による口頭意見陳述と監査の実施により確認できるものと判断し、令和5年11月30日に受理を決定した。

3 請求人による口頭意見陳述

(1) 証拠の提出と口頭意見陳述の機会の設定及び実施

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年12月11日に請求人による証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設け、請求人の意見を聴取した。

また、その際、請求人から追加の書類が提出されたが、本件の審理に直接関係するものではないと判断した。

(2) 口頭意見陳述の主な内容

- ア 3カ年にわたる宗像市スポーツ協会事業費補助金の不正受給（令和2年度1, 899, 671円、令和3年度5, 788, 702円、令和4年度4, 697, 580円）の是正措置を隠密裏に行い、また、その処理には補助金等交付規則第19条に基づく利息の徴求が定められているが利息は取られていない、きわめて悪質な事案である。
- イ 措置請求書でも記載したとおり、平成30年度396, 209円、令和元年度800円、令和3年度425, 890円 合計822, 899円の予備費が決算書に記載されている。予備費は決算では発生することのない勘定科目であり虚偽申請に当たるにもかかわらず、市は補助金等交付規則第5条の審査を怠り補助金を交付している。

(3) 監査委員が請求人に確認した内容

- ア 請求人が主張する返還金の額（令和2年度1, 899, 671円、令和3年度5, 788, 702円、令和4年度4, 697, 580円）は、請求人が措置請求書に別紙資料として添付した資料の「支出の部の予備費の金額」である。
- イ 請求人が徴収を求めている補助金の返還金に係る利息とは、補助金等交付規則第19条第1項に規定する年10. 95パーセントの割合で計算した加算金である。
- ウ 予備費は決算には発生することのない勘定科目で、明文の根拠はないが記載されていること自体が虚偽申請にあたることは「経理の常識」である。
- エ 決算書の予備費計上が理由で補助金の返還を求めている部分について、措置請求書では返還請求の根拠として補助金等交付規則第5条を引用しているが、正しくは実績報告書提出後の額の確定手続を規定した同規則第14条である。
- オ 決算書の予備費計上が理由で補助金の返還を求めている部分のうち令和3年度の425, 890円（指定管理料）についても同じく、返還を求める根拠は補助金等交付規則第14条である。

4 監査の対象事項

請求人が提出した措置請求書、事実証明書で確認した内容及び口頭意見陳述を基に、監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 令和2年度、令和3年度及び令和4年度宗像市スポーツ協会事業費補助金の返還に伴い加算金を徴収しないことの適否
- (2) 平成30年度、令和元年度宗像市スポーツ協会事業完了実績報告書及び令和3年度宗像市体育施設業務報告書に添付された決算書の予備費に記

載されている金額について、補助金及び指定管理料を返還する必要の有無

5 監査対象課

宗像市スポーツ協会の対応事務を所管する宗像市市民協働部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）を監査対象課とした。

6 提出を求めた書類

監査対象課に対して、監査の対象事項に関する次の書類の提出を求めた。

- (1) 宗像市スポーツ協会の平成30年度から令和4年度までの宗像市スポーツ協会事業費補助金交付に関する一連の書類
- (2) 宗像市体育施設管理運営委託料（令和3年度分）に関する書類

7 監査対象課への事情聴取

令和5年12月22日に文化スポーツ課の職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

- (1) 加算金の計算基礎となる返還金の額について

請求人の主張によると、令和2年度返還金は、1,899,671円である。これは、令和元年度宗像市スポーツ協会の事業費補助金交付申請に対し、概算払として平成31年4月と令和元年10月の2度にわたり合計7,732,000円が交付された。その後、令和元年度事業終了後に提出された事業完了実績報告書を審査した結果、コロナ禍等で未実施の事業分1,899,671円が生じていたため、補助金等交付規則第14条及び第18条第2項の規定に基づき宗像市への返還を求め、令和2年5月20日に返還された金額である。同じく、令和3年度及び令和4年度事業費補助金に関してもコロナ禍等で未実施の事業分があったため、宗像市に返還された額である。

なお、請求人が主張する令和3年度返還金5,788,702円は5,524,702円、令和4年度返還金4,697,580円は4,696,780円の誤りである。

- (2) 決算書に計上されている予備費について

請求人は決算書の支出の部に予備費として計上された平成30年度396,209円、令和元年度800円及び令和3年度425,890円は、いずれも宗像市スポーツ協会への補助金に関する支出であり、補助金等交付規則の適用を受けると主張する。このうち、平成30年度分と

令和元年度分は宗像市スポーツ協会への補助金に関連した支出であるが、令和3年度425,890円は、宗像市体育施設の管理運営に係る指定管理料を対象としている。令和3年度の指定管理料の支払は宗像市体育施設の管理運営に係る基本協定（協定期間 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで）と宗像市体育施設の管理運営に係る年度協定に基づき委託料として支払われている。

また、令和3年度宗像市体育施設業務報告書に添付した決算書は、令和3年度の事業実施に要した収支実績書である。

（3）宗像市スポーツ協会事業費補助金について

- ア 今回の措置請求の対象となっている令和2年度、令和3年度及び令和4年度宗像市スポーツ協会事業費補助金の返還は、補助金等交付規則第14条に基づく額の確定を行いその結果、同規則第18条第2項の規定により補助金の返還を求めたものである。したがって、補助金の交付決定が取り消されたことによる返還金ではない。
- イ 宗像市は補助金の交付決定を行うに当たっては、宗像市のスポーツ推進に寄与するかどうかという観点で事業内容を審査している。このため、「予備費」や「交際費」といった事業に直接関係しない経費は補助の対象外経費として取り扱われている。
- ウ 宗像市は補助金の額の確定に当たっては、補助金交付決定時の事業内容や予算書に沿って事業が実施されたことを事業完了実績報告書や決算書等で確認している。

（4）令和3年度宗像市体育施設の管理運営に係る指定管理料について

- ア 当該指定管理料は、宗像市のサービスとして必要な公の施設の管理業務に関して宗像市が作成した仕様及び設計に基づき委託料として支払われたものである。公の施設の管理業務の遂行に必要な経費であれば予備費という勘定科目を設けて支出することについて特段の問題はない。
- イ 本件施設の管理業務委託については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき利用料金制を採用している。指定管理者は利用料金による収入が管理経費を上回った場合は内部留保等として経営努力のメリットを享受できる反面、下回った場合は指定管理者の自己資金等から補填する義務を負っている。したがって、補助金交付とは異なり精算という行為は存在しない。

2 調査により確認した内容

一般社団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第123条第2項の規定に基づき法務省令で定めるところにより各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び

損益計算書) 及び事業報告等の作成が義務付けられている。

宗像市スポーツ協会は、宗像市に提出した補助事業の完了実績報告書及び体育施設業務報告書に添付した決算書とは別に、法人法第123条第2項で作成が義務付けられた損益計算書等を別途作成し、事務所に備え置いている。

さらに、同法施行規則第21条は、一般社団法人が損益計算書を作成するに当たっては一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならないと規定している。公正妥当と認められる会計の基準として「公益法人会計基準」がある。その中では予備費という勘定科目は記載されていないが、その運用指針(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)では、「公益法人会計基準」に示した「財務諸表を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであり事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができます。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には省略することができる」とされ、科目の設定には弾力的な対応が可能な運用指針になっている。

3 判断

(1) 加算金の徴収について

補助金等交付規則第19条第1項に定める加算金の徴収は、同規則第17条第1項の規定により補助金の交付が取り消され、同規則第18条第1項の規定により、返還を命じられたときに加算金を徴収することとされている。

本件における補助金の返還は、補助金等交付規則第14条により補助金の額を確定したことに伴う同規則第18条第2項に基づく返還であるため、加算金は発生しない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 平成30年度及び令和元年度宗像市スポーツ協会事業費補助金の額の確定に伴う返還請求について

請求人は、事業完了実績報告書に添付された決算書に予備費の勘定科目が設けられていることを理由として虚偽申請であると主張する。文化スポーツ課が宗像市スポーツ協会に提出を求めている決算書は、補助金の交付申請時に提出された事業計画及び予算書の内容に沿って事業が実施されたことを確認できる決算書であり、法人法第123条第2項が適用される損益計算書とは異なる。

したがって、どのような勘定科目を設けるのかは、文化スポーツ課が補助金の額を確定するに当たり適当と認めるかどうかは別として、宗像市スポーツ協会の裁量に委ねられているというべきである。また、補助金の交付決定に当たっては事業実施に直接関係しない予備費は、補助の対象外経

費として取り扱われていることについても考慮する必要がある。

これらのことから、決算書に予備費が記載されていることをもって直ちに虚偽申請に当たるとする請求人の主張には理由がない。

(3) 令和3年度宗像市体育施設業務に係る指定管理料の返還について

請求人が主張する令和3年度補助金に係る返還請求は令和30年度及び令和元年度事業費補助金とは異なり、宗像市体育施設の管理運営に係る指定管理料の支払いを対象としている。令和3年度の指定管理料の支払いは宗像市体育施設の管理運営に係る基本協定と宗像市体育施設の管理運営に係る年度協定に基づき委託料として支出されており、請求人が主張する補助金等交付規則の適用はなく、額の確定行為も存在しない。

また、令和3年度宗像市体育施設業務報告書に添付された決算書は、宗像市体育施設の管理運営に係る基本協定書（平成30年2月27日）第16条第1項第4号に定められた「管理業務に関する収支実績」として作成された書類であり、予備費という勘定科目を設けることについて特段の制限はない。

したがって、決算書に予備費が記載されていることをもって直ちに虚偽申請に当たるとする請求人の主張には理由がない。

4 結論

監査の結果、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとは認められない。

のことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。